

## 『住環境マイスター』制度規約 2025年10月30日改訂

### 第一章 総則

#### 第1条 (総則)

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、NPO法人日本・米国リアルター協会（以下、当協会といいます）が創設しアドパーク住環境コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）が運営する『住環境マイスター』制度（以下「本制度」といいます）を利用者が利用する際の一切の關係に適用されます。

#### 第2条 (規約の適用)

1. 利用者は、本制度を利用するにあたり、本規約の他、当協会及び当社が提供する関連サービスにおいて、利用規約が設けられている場合は、当該利用規約に従って制度を利用することを承諾したものとみなします。
2. 当協会及び当社は、今後本制度に関連して提供する新たなサービス毎に、個別の特約を定める場合があります、当該特約は本規約の一部を構成するものとします。本規約と当該特約の定めが異なる場合には、当該特約が優先するものとします。

#### 第3条 (規約の変更)

1. 当協会及び当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約及び付随する規約を変更できるものとします。
2. 前項の変更は、当協会及び当社が適当と判断する方法で利用者へに通知するものとします。
3. 変更後の本規約については利用者への通知を完了した時点より、効力を生じるものとします。

### 第二章 『住環境マイスター』の内容

#### 第4条 (本制度の内容)

本制度は、不動産会社が地域住民にとってより快適で安全な暮らしの実現に努めていることを証明する制度です。本制度の主旨に賛同し、認定審査に合格することにより、本制度への参加が成立するものとします。

### 第三章 利用認定

#### 第5条 (認定申請について)

1. 本制度は、店舗単位で認定を受けることにより利用できるものとします。
2. 認定を希望する店舗は、専用 Web フォームから申請の上、当協会及び当社が定める審査料を当協会及び当社が指定する口座に振り込むものとします。
3. 認定申請後 10 日以内に、当協会及び当社が定める口座に審査料の振り込みが確認できなかった場合は、認定申請は自動キャンセルとなります。その場合、当協会及び当社からメール

等での通知は行いません。

4. 当協会及び当社は、指定口座への振り込みを確認後、審査を行い、審査結果を電子メールにて通知するものとします。
5. 当協会及び当社は、審査結果の合否、その他理由の如何にかかわらず、審査料の返還はしないものとします。
6. 当協会及び当社は、審査結果の合否、その他理由の如何に関わらず、申請時に認定を希望する店舗から提供された資料等は返却しないものとします。自動キャンセルの場合も同様です。

#### 第 6 条（申請資料の取扱い・保管・破棄）

当協会及び当社は、申請資料を返却せず、審査・記録・問合せ対応の目的に限り利用します。保存期間は原則 6 か月とし、経過後は復元困難な方法で破棄します。ただし、法令上の保存義務又は紛争・苦情対応に必要な場合は最長 2 年保存することがあり、目的達成後に破棄します。個人情報取扱いの取扱いは当社プライバシーポリシーによります。

#### 第 7 条（認定申請の拒絶）

当協会及び当社は、利用希望者が次の各号の一に該当する場合、その他、当協会及び当社の裁量により、利用希望者の認定申請の申込みを拒絶することができるものとします。

- (1) 認定希望者が実在しない場合
- (2) 認定の申込みに虚偽の内容があった場合
- (3) 本規約第 15 条の禁止事項に違反するおそれがあると当協会及び当社が判断した場合
- (4) 信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (5) 当協会及び当社の業務の遂行上支障がある場合
- (6) その他当協会及び当社は利用契約の申込みを拒絶することが相当と判断する場合

#### 第 8 条（変更の届出）

1. 利用者は、その氏名、住所等申込み手続きの記載項目について変更があった場合は、すみやかにその旨を当協会及び当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 当協会及び当社は、前項各号の変更を承諾した場合は、当協会及び当社内で定めた手続きに従い本制度の利用について変更された事項を適用します。

#### 第 9 条（連絡先担当者等の役割）

1. 利用者は、利用申込み手続きにおいて、連絡先担当者を定めるものとします。
2. 連絡先担当者は、当協会及び当社からの通知内容について自己の責任において利用者に周知するものとします。

#### 第 10 条（権利の譲渡・貸与等の禁止）

利用者は、本制度を利用する権利を譲渡、貸与、名義変更、担保供与し、その他第三者の利用に供する行為をすることはできません。

#### 第 11 条 (利用者が行う認定の解除)

1. 認定の有効期限は1年間とします。利用者は、認定を解除する場合、認定更新月の1か月前までに「解約申込」フォームから所定の手続きにて届け出るものとし、翌月末日をもって認定を解除するものとし、尚、所定の期日までに特に届け出のない場合、当該認定は自動更新されるものとし、
2. 当協会及び当社は、認定解除後速やかに本制度認定登録を抹消します。また、当協会及び当社の判断により、当該サイトおよびサイト内のデータを消去することができるものとし、

#### 第 12 条 (当協会及び当社が行う認定の解除)

1. 当協会及び当社は、利用者が以下の各号の一つに該当し、その事実を解消しない場合、事前に催告することなく、直ちに当該利用者等の利用資格を取消し、当該認定を解除できるものとし、

(1) 第 15 条 (禁止事項) の行為を行った場合

(2) 当協会及び当社への申告、届出内容に虚偽があった場合

(3) 利用者が次の各号に該当する場合

(ア) 実際に従業員、事務所等が存在しないまたは、実質的に業務が停止していると認められたとき

(イ) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等を受けたとき

(ウ) 手形・小切手が不渡りになったとき

(エ) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき

(オ) 解散もしくは事業が廃止になったとき

(カ) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(キ) 利用者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業もしくはこれに準ずるもの)であると当協会及び当社が判断した場合

(4) その他、本規約に違反した場合

(5) その他、利用者として不適切と当協会及び当社が判断した場合

2. 前項による解除の場合、当社は認定解除後速やかに本制度の認定登録を抹消します。また当協会及び当社は、当協会及び当社の判断により、当該サイトおよびサイト内のデータを消去することができるものとし、

3. 当協会及び当社は、利用者に対し、当該認定期間中であっても、1ヶ月前に当協会及び当社が適当と判断する方法による通知をした上、認定を解除し、終了することができるものとし、

4. 当協会及び当社は第 1 項に基づく認定の解除によって生じた利用者及び第三者の損害につ

き一切責任を負いません。

#### 第 13 条 (利用中止)

1. 当協会及び当社は、次の場合には、本制度の運用を中止することがあります。
  - (1) 天災、事変、その他非常事態の発生、もしくは発生するおそれがある場合
  - (2) その他、当協会及び当社が本制度の運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
2. 当協会及び当社は前項に基づく本制度の運用の中止によって生じた利用者及び第三者の損害につき一切責任を負いません。
3. 当協会及び当社は、第 1 項の規定により本制度の運用を中止するときは、あらかじめその旨を連絡先担当者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第四章 利用者の注意

##### 第 14 条 (本制度の利用)

1. 利用者は、本規約、別に定める特約およびその他当協会及び当社が随時通知する内容に従い、本制度を利用するものとします。
2. 利用者は、本制度を通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当協会及び当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

##### 第 15 条 (禁止事項)

利用者は、本制度の利用にあたって以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の利用者、第三者もしくは当協会及び当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する又は侵害するおそれのある行為、もしくは名誉を毀損する又は毀損するおそれのある行為
- (3) 他の利用者、第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (4) 本制度の運営を妨げる行為
- (5) 本制度の信用を毀損する行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 当協会及び当社からの提供物(テキスト等)を第三者に譲渡する行為

##### 第 16 条 (情報の削除)

1. 利用者は、利用者による本制度の利用と本制度を利用してなされた一切の行為について責任を負い、本制度を通じて発信される情報について、自ら管理責任を負うものとします。
2. 前項にかかわらず、当協会及び当社または当社が指定した者は、利用者がインターネット上

で提供した情報または文章等が、以下の各号に定める事項に該当すると判断した場合、連絡先担当者に通知するとともに当該情報または文章等を削除できるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、連絡先担当者へ通知することなく削除することがあります。

(1) 第 15 条（禁止事項）各号の禁止行為を行った場合

(2) 当協会及び当社が、本制度の保守管理上必要であると判断した場合

(3) その他、当協会及び当社が削除の必要があると判断した場合

3. 当協会及び当社もしくは当社が指定した者は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより、利用者もしくは第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

## 第五章 雑則

### 第 16 条（著作権等）

1. 利用者は、本制度を通じて提供される全ての情報についても、いかなる方法においても、権利者の許諾なくして著作権法で定める利用者個人の私的使用の範囲を超えて使用することはできません。

2. 利用者は、本制度を通じて提供される全ての情報についても、いかなる方法においても、権利者の許諾なく、第三者をして使用させ又は公開させることはできません。

3. 本条の規定に違反して問題が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当協会及び当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

### 第 17 条（損害賠償、および免責）

1. 当協会及び当社は、当協会及び当社の責に帰すべからざる事由によって利用者に生じた損害、当協会及び当社の予見の有無に拘らず特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害その他の損害について責任を負わないものとします。

2. 当協会及び当社は、天災、地変、戦争、内乱、その他の不可抗力により本制度の運用に支障をきたしたときは、一切その責を負わないものとします。

3. 当協会及び当社は、本制度の内容、及び利用者が本制度を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証もしないものとします。

4. 当協会及び当社は、本制度の運用、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本制度を通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

5. 利用者は、本制度の利用に関連して、当協会及び当社または第三者に損害を及ぼした場合、当協会及び当社または当該第三者に対し、かかる損害を賠償する責任を負うものとします。

6. 利用者は、本制度の利用に関連し、他の利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の利用者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該利

利用者の属する利用者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当協会及び当社は一切の責任を負わないものとします。

7. 当協会及び当社は、前項の他、本制度の利用に関連して、利用者が不利益を被った場合、当該利用者が属する利用者が、自らの費用と責任において、これを解決するものとし、一切責任を負わないものとします。

#### 第 18 条（秘密保持）

当協会及び当社は、本制度の運用に関して知り得た利用者の秘密情報を第三者に漏洩しない責任を負うものとします。ただし、裁判所の発する令状に基づいて行われる捜査機関への情報の開示または捜査機関による通信の傍受の場合はこの限りではないものとします。

#### 第 19 条（個人情報の取扱い）

当協会及び当社は、利用者が当協会及び当社に届け出た電子メールアドレスなどの個人情報を、別途定める当協会及び当社の「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

#### 第 20 条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

#### 第 21 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第 22 条（紛争の解決）

1. 本制度に関連して利用者と当社との間で問題が生じた場合には、利用者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。
2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上

2025 年 10 月 30 日 改訂